

(仮称)新リサイクルセンター整備・運営事業
特定事業の選定

令和5年9月

ふじみ衛生組合

－ 目 次 －

1 事業内容に関する事項	1
（1）事業名称	1
（2）対象となる公共施設等の種類	1
（3）公共施設等の管理者	1
（4）事業目的	1
（5）本施設の概要等	2
（6）事業の内容	3
（7）業務範囲	4
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	5
（1）特定事業選定の基本的な考え方	5
（2）当組合の財政負担見込額による定量的評価	6
（3）DBM＋運転支援方式で実施することの定性的評価	8
（4）総合評価	8

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 新リサイクルセンター整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

名称：マテリアルリサイクル推進施設

種類：一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

ふじみ衛生組合 管理者 河村 孝

(4) 事業目的

平成6年度に建設されたりサイクルセンターの老朽化が進んでいることや、令和4年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に対応するため、当組合では、新施設の稼働にあわせて製品プラスチックの資源化を開始する予定である。そのため、本事業では効率的な処理及びリサイクル率の向上につなげるための施設更新を目的とする。

(5)本施設の概要等

本施設の概要及び計画年間ごみ処理量を次に示す。

表 1 本施設の概要

施設の種類	マテリアルリサイクル推進施設
計画予定地	東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30
建築構造	鉄骨造・一部鉄筋コンクリート造
処理能力	粗大ごみ処理系列 : 8t/5h 不燃ごみ処理系列 : 23t/5h プラスチック類処理系列 : 40t/5h ペットボトル処理系列 : 11t/5h びん・缶処理系列 : 13t/5h
処理対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ ・不燃ごみ ・プラスチック類 ・ペットボトル ・びん ・缶 ・有害ごみ

表 2 計画年間ごみ処理量

処理対象物	種類	計画年間ごみ処理量 (令和10年度排出量(将来予測))
粗大ごみ	最も長い一辺が40cm以上(棒状のものは80cm以上)のもの	1,805 t/年
不燃ごみ (燃やせないごみ)	ガラス製品、金属類、陶磁器、小型家電製品(一辺40cm未満)、ぬいぐるみ(80cm未満)、複合素材の製品	4,241 t/年
プラスチック類	硬質・軟質のプラスチック製品、プラマークのあるもの、発泡スチロール、PETボトルのキャップ、卵のパック、ミカンのネット、ビニル袋、レジ袋、フィルム、CD、レコード盤、ラップなど	8,627 t/年
ペットボトル	PETマークのある飲料用、酒類用、調味料用の容器	2,191 t/年

処理対象物	種類	計画年間ごみ処理量 (令和10年度排出量(将来予測))
びん・缶	飲料びん、食品用などのびん、 飲料缶、缶詰の缶、菓子等の缶	2,545 t/年
有害ごみ	スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター、蛍光管、乾電池、体温計	150 t/年

(6)事業の内容

ア 事業方式

本事業はDBM+運転支援方式により実施する。

応募者は、本施設の設計・建設業務を行う。さらに、20年間の運営期間にわたって、本施設の維持管理業務及び当組合が委託する運転事業者の運転員に対し、運転支援業務を行うものとする。また、民間事業者はプラント設備を30年間以上使用することを前提として設計・建設業務、維持管理・運転支援業務を行うこととする。

イ 契約形態

当組合は、本施設の設計・建設業務、維持管理・運転支援業務を落札者に一括で行わせることから、本事業に係る基本協定を締結する。

落札者は基本協定に基づき、速やかに特別目的会社を設立する。また、当組合は、基本協定に基づき、建設工事請負事業者と建設工事請負契約、特別目的会社と維持管理・運転支援業務委託契約を締結するものとする。

ウ 事業期間

(ア) 整備期間(予定)

令和7年4月1日～令和10年3月31日

(試運転期間：令和10年1月1日～3月31日)(3か月)

(イ) 運営期間(予定)

令和10年4月1日～令和30年3月31日(20年間)

(7)業務範囲

ア 建設工事請負事業者及び運転支援事業者が行う業務

(ア) 設計・建設工事に関する業務

- ① 本施設の設計・建設工事
- ② その他本事業に伴う設計及び工事
- ③ 当組合が提示する調査結果以外の必要な事前調査
- ④ 当組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請に係る支援
- ⑤ 長寿命化総合計画の策定支援（施設保全計画の作成）
- ⑥ 設計及び工事に係る許認可申請及び当組合が行う申請に係る支援（図面及び書類作成、申請等）
- ⑦ 当組合が行う住民対応に係る支援
- ⑧ その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 維持管理及び運転支援に関する業務

- ① 運転支援業務（運転教育及び訓練）
- ② 維持管理業務（施設の維持補修、予備品及び消耗品及び工具の調達等）
- ③ 環境管理業務
- ④ 情報管理業務（記録、報告及び情報発信等）
- ⑤ その他関連業務（施設警備、清掃及び植栽管理等）

イ 当組合が行う業務

(ア) 設計・建設・解体工事に関する業務

- ① 用地の確保（確保済み）
- ② 生活環境影響調査（調査済み）
- ③ 本施設の設計・施工監理
- ④ 既存東棟・北棟の解体工事
- ⑤ 循環型社会形成推進交付金申請
- ⑥ 許認可申請
- ⑦ 住民対応

(イ) 維持管理及び運転に関する業務

- ① 運転の委託業務
- ② 搬入管理業務（ごみの収集及び搬入業務）
- ③ 運転監理業務（運転事業者への指揮命令）
- ④ 運転監視業務（事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング）
- ⑤ 資源化物関連業務（選別及び回収物の搬出、残渣の搬出・処分を含む。）
- ⑥ 関連業務（周辺住民対応及び見学者対応等）

ウ 当組合が委託する運転事業者が行う業務

(ア) 本施設の運転に関する業務

- ① 搬入管理業務（本施設内におけるごみの受入）
- ② 運転業務（本施設の運転業務）

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的な考え方

本事業を DBM+運転支援方式で実施することにより、事業期間を通じた当組合の財政負担の縮減を期待できる場合、又は当組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスに対する水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

具体的には次の評価を行う。

- ア 当組合の財政負担見込額による定量的評価
- イ DBM+運転支援方式で実施することの定性的評価
- ウ ア、イによる総合的評価

(2) 当組合の財政負担見込額による定量的評価

当組合が本事業を自ら実施する場合及び DBM+運転支援方式により実施する場合における財政負担見込額の算定にあたり用いた主な前提条件は、次のとおりである。なお、これらの前提条件は、当組合が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

表 3 事業費の算定条件

項目		当組合が自ら実施する場合 (公設公営方式)	DBM+運転支援方式で 実施する場合(運転は別発注)
①財政負担額の主な内訳		①建設費 ・リサイクルセンター (外構工事費を含む) ②運営費 ・人件費(運転支援業務) ・維持補修費 ・用役費 ・その他委託費 ・その他固定的な費用 ・運転委託費	①建設費 ・リサイクルセンター (外構工事費を含む) ②運営費 ②-1 維持管理・運転支援費 ^{※1} ・人件費(運転支援業務) ・維持補修費 ・用役費 ・その他委託費 ・その他固定的な費用(SPC経費など) ②-2 運転委託費 ・運転委託費
経 費 内 訳	①建設費	公設・公営方式を前提として、民間企業(プラントメーカー複数社)を対象に実施した市場調査結果を参考に設定	DBM+運転支援方式を前提として、民間企業(プラントメーカー複数社)を対象に実施した市場調査結果を参考に設定 ^{※2}
	②運営費	公設・公営方式を前提として、民間企業(プラントメーカー複数社)を対象に実施した市場調査結果を参考に設定	DBM+運転支援方式を前提として、民間企業(プラントメーカー複数社)を対象に実施した市場調査結果などを参考に設定 ^{※2}
	・人件費 (運転支援業務)	当組合職員の人件費から設定	民間企業(プラントメーカー)の見積結果から設定
	・維持補修費	民間企業(プラントメーカー)の見積結果から設定	民間企業(プラントメーカー)の見積結果から設定
	・用役費	民間企業(プラントメーカー)の見積結果から設定	民間企業(プラントメーカー)の見積結果から設定

項目		当組合が自ら実施する場合 (公設公営方式)	DBM+運転支援方式で 実施する場合(運転は別発注)
	・その他委託費	民間企業(プラントメーカー)の見積結果から設定	民間企業(プラントメーカー)の見積結果から設定
	・その他固定的な費用	民間企業(プラントメーカー)の見積結果から設定	民間企業(プラントメーカー)の見積結果から設定
	・運転委託費	当組合が地元運転委託企業へ委託した際の運転委託費から設定	当組合が地元運転委託企業へ委託した際の運転委託費から設定
③税金 (法人税等)		—	実効税率 : 40.87% 均等割税率 : 13万円/年 法人税割の税率 : 9.7%
④共通の条件		①事業期間 : 23年間(建設期間:3年間、運営期間:20年間) ②年間計画処理量:表2 計画年間ごみ処理量のとおり。	
⑤資金調達に関する事項		①交付金 (循環型社会形成推進交付金) ②起債(一般廃棄物処理事業債) ③一般財源	同左
⑥その他の費用		①施工監理費	同左

※1: 当組合が運転支援事業者に支払う費用を指す

※2: 費用の縮減率は他都市の実績より設定

表 4 VFM 検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	0.6%	2023年7月31日時点の日本国国債10年利回り
②物価上昇率	0.0%	物価上昇を考慮しない
③リスク調整値	-	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

ア 財政負担見込額の比較

前項の前提条件に基づき、当組合が本事業を直接実施する場合及びDBM+運転支援方式により実施する場合の財政負担見込額を、現在価値換算の上、比較した結果、当組合の財政負担は、前者は後者と比べ約3%軽減が見込まれる結果となった。

(3) DBM+運転支援方式で実施することの定性的評価

本事業をDBM+運転支援方式により実施する場合、当組合の財政負担額削減の可能性が期待できる定量的な効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

ア リスク分担の明確化による運営の最適化

運営に係る事業リスクについて、事業者が有するリスクコントロールのノウハウを活かし、当組合と事業者が役割を相互補完的に分担することで、本事業を効果的かつ効率的に管理することが期待される。

イ 設計・施工及び維持管理・運転支援業務の一括実施による民間ノウハウの活用

事業者が本施設の設計・建設及び維持管理・運転支援業務を一貫して実施することにより、事業者が有する施設の維持補修等に関する専門的な知識及びノウハウが十分に発揮され、より効率的な設計・建設及び維持管理が実施されると期待できる。

ウ 長期的に本施設の維持管理を行うことによる維持補修内容の最適化

本施設の維持管理、点検・補修等を包括的にかつ長期間にわたって実施することにより、長期的な視点で最適な維持補修を行うことが期待できる。

エ 運転員の継続的な技能向上

施設の運転を熟知した事業者が運転員への教育訓練を行うことによって、当組合が教育訓練を行う場合と比較し、より専門的な指導や運転訓練の機会を提供することができ、設備の操作方法や保守点検の手法など実践的な運転技能を習得することが期待できる。また、施工メーカーは自社の製品に精通しており、さらに他事業所で生じたトラブル等を共有することで、安定的な運転が期待できる。

(4) 総合評価

本事業は、DBM+運転支援方式で実施することにより、当組合自ら実施する場合と比較し、事業期間全体を通じた当組合の財政負担額について、約3%の縮減を期待することができるとともに、

効果的かつ効率的なリスク負担並びに公共サービス等の水準向上も期待することができる。

したがって、本事業を DBM+運転支援方式で実施することが適当であると認められるため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 7 条に準じて特定事業として選定する。